


様式 - B

用語	水防活動	水防管理団体・水防管理者	水防事務組合	水害予防組合
よみ	すいぼうかつどう	すいんぼうかんりだん たい・すいぼうかんり しゃ	すいぼうじむくみあい	すいがいよぼうくみあい
根拠法 実施者	水防法 水防管理団体、水防団	水防法	水防法	水害予防組合法
対象者				
解説	<p>川が大雨により増水した場合に、堤防の状態を見回る。そして、堤防などに危険なところが見つければ、壊れないうちに土のうを積んだりシートを設置するなどして堤防を守る。このような水害の被害を未然に防止軽減する活動を総称して水防活動という。</p>	<p>その区域の水防に関して責任をもつ団体。市町村単独の場合と、幾つかの市町村が集まって水防事務組合や水害予防組合を組織する場合がある。 水防管理団体である市町村の長、または水防事務組合、水害予防組合の管理者をいう。</p> <div data-bbox="534 750 742 952" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">水防管理団体</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市町村 — 水防事務組合 — 水害予防組合 </div>	<p>市町村が単独で水防に関する責任を果たすことが難しい場合などに、複数の市町村が共同して責任を果たすために設置する。例として、淀川左岸水防事務組合(8市)、淀川右岸水防事務組合(6市1町)などがある。</p>	<p>水害の防御という共通の目的を持つ人々が結合した地縁的な法人である。都道府県知事が、市町村の区域を越えて統一的な水防を行う必要があると判断した区域において組織される。</p>
				
	<div data-bbox="518 1332 758 1366" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水防活動のイメージ</div>			
注意すべきポイント (防災上の注意すべき点)	<p>水防に関しては、「水防法」で国、県、水防管理団体、水防団、住民の役割が決められている。その中で、水防管理団体はその区域における水防を十分に果たす責任がある。</p>	<p>都道府県知事は、水防管理団体のうち、水防上公共安全に重大な関係のあるものを指定することができる。これを指定水防管理団体という。指定水防管理団体は、水防計画の作成、水防訓練の実施の義務を負う。</p>		<p>「水害予防組合法」(明治41年)にもとづき設置された公共組合である。昭和33年の水防法改正により規定が整備された水防事務組合への移行が進み、水害予防組合の数は大幅に減少している。</p>
その他			<p>地方自治法上の一部事務組合の一種であり、組織に関する規定が水防法に整備されている。</p>	